

<研究ノート>

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク

—八尾市の「生活・就労支援」施策方向に関わって—

荒岡 作之

本研究ノートは、「男女共同参画」施策の進捗状況を「生活・就労支援」方向と関連付けて検討し、八尾市における「共同参画」と「就労支援」推進上の留意点について再考したものである。『はつらつプラン』（2009.3）及び『やお総合計画2020』（2011.2）を手がかりに一部担当者からのヒアリングも交え検討した結果、少なくない生活・就労困難者には多様かつ複合化した阻害要因があり、女性（「母子家庭」）のみならず市民一般に「半失業」および就労困難等の“社会的排除”の広がりが見出された。ジェンダー平等の遅れが労働市場状態・雇用環境悪化を促進し、かつ脆弱な生活保障等が圧力となり、「就労による自立」優先の「ワークファースト」〔ワークフェア〕政策は強化される。「パーソナル・サポート」事業施策の危うさは、ディーセント・ワークや社会的包摂に向けたアクティベーションへの研究関心を高めている。職住近在の「中小企業のまち」における「男女共同参画」と生活・就労支援施策の前進には、ジェンダー平等とディーセント・ワーク実現の両方の視点が必要であり、地域経済振興、良質の雇用と生活保障の実現、“協働”に依る持続可能な「地域力」の発揮が不可欠であることを改めて確認した。

ノートの構成と展開

- I はじめに
- II 「男女共同参画」施策の展開と八尾市の取組み
- III 八尾市の「男女共同参画」行動計画と生活・就労支援施策
- IV 「男女共同参画」推進上の留意点再考

—ディーセント・ワーク実現視点をふまえて—

I はじめに

男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、ともに個性と能力を発揮できる社会実現への期待は大きなものがある。「男女雇用機会均等法」施行（1986年）から28年余経過し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、「男女共同参画基本法」（1999年）の成立をみてから14年近くになる。同法の「基本計画」は、既に2回の改訂を経て、2010年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を策定¹⁾している。

私たちが、八尾市の男女共同参画推進行動計画「改定 やお女と男のさわやかプラン」（2004年3月）を検討し、問題提起²⁾をしてからも6年経過している。この間に、「第2次 やお女と男のはつらつプラン」（2008年）や八尾市第5次総合計画（2011年）が策定されており、さらに、「男女共同参画」事業施設も移転し、名称も「男女共同参画ルーム」から「八尾市男女共同参画センター」に改称（2011年7月）され既に新たな取り組みを開始している。

しかし、わが国の女性の所得、女性の国会議員及び管理職・専門職などの社会進出度、政策・方針決定過程への女性参画状況を示すジェンダー・エンパワーメント指数（GEM；Gender Empowerment Measure）は、調査年度ごとに下降傾向にある。ダボス会議主催「世界経済フォーラム（World Economic Forum）は、「経済活動の参加と機会」・「教育」・「健康と生存」・「政治への関与」の4分野を対象に調査し、2012年10月に総合ランキングを発表³⁾している。日本は、前年からは3位後退し135ヶ国中101位、主要8ヶ国（G8）では最下位であった。

そのような位置関係にあるわが国の、八尾市の「生活・就労支援」施策方向を中心に考察する理由は何か。それは、同市が、大企業との格差が指摘されることの多い中小企業のわが国有数の集積都市であり、少なくない生活・就業困難者を抱え、ジェンダー平等の遅れを引き摺る「職住近在」型都市モデルの特徴を備えているからである。

わが国の「男女共同参画」施策の展開方向にも、両性の平等実現に向けた

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク（荒岡）

国際的な流れの後押しもあり、新しいポジティブな動きをみることができる。そのことは、2007年12月に策定された内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下、「WLB 憲章」と略）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（同、「行動指針」）の掲げた目標値の一部⁴¹にも表れている。

八尾市における経緯をみると、国の「男女共同参画基本法」成立・施行と相前後して、1999年3月に行動計画（「やお女と男のはつらつプラン」）を制定し、「改定 やお女と男のはつらつプラン」（2004年）を経て、現行の「第2次 やお女と男のはつらつプラン」を策定（2008年）している。2011年2月には、国や大阪府の男女共同参画施策や具体的目標を織り込み、八尾市第5次総合計画『やお総合計画2020—基本構想・前期基本計画（目標別計画）—』（以下、『やお総合計画2020』と略）を設定し、計画・施策は進行中である。

同『総合計画』は、前期（2011-2015年度）・後期（2016-2022年度）の各5年間の政策と施策を体系的に示している。「多極型都市構造」の形成を推進する「目標別計画」〔目標ごとのまちづくりの計画〕と「地域別計画」〔学区ごとのまちづくりの計画〕の2構成である。「目標別計画」は、基本構想における将来都市像を実現するための6つの「まちづくりの目標」のもと、16の「政策」、63の「施策」で構成され、「男女共同参画の推進」を「施策56」に掲げている。

この間の長引く経済不況下で、労働市場状態と雇用環境は一層悪化し、長時間・過密労働による深刻な健康破壊も進行している。そうした状態悪化との関連から、ジェンダー平等の立ち遅れがどのような問題状況を生んでいるかを、次に、八尾市における現状とそこでの具体的取組みに拠ってみていく。

II 「男女共同参画」施策の展開と八尾市の取組み

大阪市近接の住宅地として発展してきた八尾市では、工場の立地も進み、現在27万人〔女性13万9940人（51.8%）〕が暮らす全国有数の「中小企業のまち」

である。2010（平成22）年国勢調査によれば、八尾市には約1万3000の事業所があり、在住の15歳以上の就業者数は約12万人である。

同市『市政だより』⁵⁾（2013年3月号）では特集「まちの誇り—中小企業の底力—」を組み、事業所総数の約9割以上を占める中小企業〔従業員300人以下、または資本金3億円以下〕の特徴を紹介している。「業種」では事業所・従業員共に「製造業」が、次いで「卸売業・小売業」が多く、特に「製造業」については全国及び大阪府平均を大きく上回っている。事業所総数における「製造業」の割合は26.6%（全国8.8%、大阪府11.9%）を占め、同従業員は33.7%（全国8.9%、大阪府15.3%）であり、「卸売業・小売業」事務所は21.0%、同従業員は17.1%である。なお、農業従事者は激減しており、全就業者の6割が第3次産業、4割近くは第2次産業の従事者で占められている現状にある。

劣化した雇用・職場環境下の現況⁶⁾についてみておこう。わが国の経済不況と雇用環境の悪化は、八尾市の地域産業、コミュニティ、住民生活に重く具現している。「労働者派遣法」など相次ぐ労働者保護を無視した「規制緩和」で労働法制は後退し、雇用破壊が進み、「半失業」・生活破壊は強まっている⁷⁾。離職した完全失業者は109万人〔2012年平均〕を数え、完全失業率は5%前後と高止まりしている。有効求人倍率は過去最低水準（0.42倍）を示しており、生活保護費受給世帯は、過去最高の156万世帯と多い。

女性の現況（2012年平均）⁸⁾について「総務省労働力調査詳細集計」⁹⁾等からみておこう。働く女性（雇用者）の数は2237万人を超え、全雇用労働者の4割強（42.7%）を占めている。特に、90年代以降のわが国では、基幹労働力型の派遣・請負などを含む非正規雇用者（有期・不安定雇用）が急速に拡大しており、雇用者に占める非正規雇用者比率は全体の35.2%、1813万人にもなる。働く女性の半数以上〔54.7%〕がパート・臨時・派遣等の非正社員であり、賃金や労働条件における男女格差は歴然としている。女性の場合、正社員の賃金ですら、男性の賃金の7割（70.6%）に留まり、パートや派遣労働者を含むならば約半分程度にとどまる。非正規女性の年収についてみれば

100～199万円の割合は57.0%（同男性34.5%）と多く、200～299万円も24.5%（男性32.4%）である。実に、女性と若者の約半数が、年収200万円以下で暮らしているのである。全国で低賃金・低処遇の労働者は増加しているが、八尾市女性の年収に関する別「意識調査」結果〔単純無作為抽出法〕¹⁰⁾では、「103万円未満」（25.9%）と「収入がない」（24.5%）との回答であり、合わせて過半数が厳しい経済状態である。貧困と格差拡大が女性に集中している現実の一端を伺い知ることができる。

「職住近在」の同市における女性の労働力人口の割合は44.0%〔男性75.4%〕であり、女性の半数近くは地元中小零細企業を中心に何らかの事に従事している。全世帯の約3割（28.2%）は、18歳未満の子どものいる世帯のうち8割弱が核家族である。両親が仕事に就いているのは、就学前児童のいる家庭で26.1%、小学生家庭では44.5%である〔母子家庭の母親の就業率は約84%〕¹¹⁾。また、生活保護世帯は5531世帯（うち母子世帯が21割、839世帯10%）と多く、保護率〔2012年1月時点〕は3.14%（全国平均1.64%、大阪府3.39%）である。

現在、雇用保険の給付を受けていない失業者は全国で250万人を超えている。「働きながら転職や追加就業を希望する『半失業』が増える。失業時の生活保障の水準が低いと、失業から半失業への移行が強制され¹²⁾、その結果、労働市場の状態はますます悪化し、貧困を増大するという悪循環に陥っている。今日の女性問題は、従来の「専業主婦」・子育て問題とともに、「半失業」・生活困難者やワーキングプア層の深刻な社会問題として、男女に一般化したひろがりの中で捉えられることが多くなっている。

女性の社会参加促進に不可分な認可保育所不足〔全国の待機児童約2万5千人〕は深刻である¹³⁾が、家計を維持するために「働きたい」という女性のニーズは高い。また、とりわけ、20歳代後半から30歳代の「子育て世代」の男性の4人に1人は、「週60時間以上」という長時間労働が常態化¹⁴⁾しており、同世代男性の「家事・育児」参画は極めて難しい状況にある。

「育児・介護休業法」（2009年6月改正）施行で女性の育休取得率は8割超となったものの、職場優先の企業風土の中で働く女性には依然として「家事・

育児」と「仕事」の両立は大変困難である。事実、6割以上の女性が第1子出産を機に職場を辞めており、平均勤続年数は8.9年と10年にも満たない状況が続いている。八尾市女性の年齢階級別労働力をみる¹⁵⁾と、予想通り30歳代に低くなる「M字型曲線」を描いているが、20歳代後半以降は全国平均を6ポイント程も下がっている。

こうした一連の各種「調査」結果の数値¹⁶⁾は、雇用・労働環境の劣化状態が女性に集中しており、八尾市での生活困窮層の拡大と社会的排除からの脱却の遅れ、ジェンダー不平等化の証左といえる。「男女共同参画基本法」が謳う、男女が互いにその「人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会実現には程遠い状況にある。まさに、安心して子どもを産み育て、人間らしく働き暮すことのできる就労支援・生活保障は喫緊の課題といえる。

ILO(国際労働機関)は、人間らしく働き生きるための戦略目標としてディーセント・ワーク(decent work)概念(用語)を提示し、各国にその実現を促している。日本はといえば、ILO184条約のうち批准は48条約に留まる、労働者保護ルールの弱い国にあたる。

第87回ILO総会(1999年)にファン・ソマビア事務局長の提出報告で初めて使われた「ディーセント・ワーク」概念¹⁷⁾は、「働きがいのある人間らしい仕事」と訳され、政府・厚生労働省も、労働組合ナショナルセンターも同訳語で用いている。厚労省は、ディーセント・ワーク実現の4つの戦略的目標について簡略化し紹介しているが、ナショナルセンター側は、報告により忠実な内容で次のように用いている¹⁸⁾。

1. 労働基本権が保障されていて、強制労働や児童労働がないこと。男女差別や人種差別がないこと。
2. 雇用の機会があり、家族と自分の暮らしを支える収入があること。
3. 社会的保護がすべての人々に保障されること。社会的保護とは、国際労働基準で定められた最低限の労働条件(8時間労働制や最低賃金など)の確保と安全衛生(危険で有害な仕事でないこと)の保障、およ

び社会保障（年金、医療保険、失業保険、労災保険など）。職業能力を向上できること。

4. 意思決定の場に参加できること。労働者、政府、使用者の三者の対話の仕組みがあること。

上記の4つの戦略的目標のいずれにおいてもジェンダー平等が確保される必要性がある、と述べている。同戦略目標が男女共同参画社会実現の戦略方向と強く重なっていることが分かる。

「規制緩和」で労働法制を後退させた政府も、「日本再生の基本戦略」（2011年12月閣議決定）の中で、「ディーセント・ワーク実現に向けて、すべての人々の意欲を引き出し、能力を発揮させる環境を整備する」ことを謳い、「（2）分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）」における〈当面、重点的に取り組む主な施策〉の1つに「女性の活躍の促進と仕事と家庭の両立支援」¹⁹⁾を掲げている。

では、人間らしく働き暮すことのできる仕事と生活の実現に向けて、政府・自治体は、どのような具体的施策を掲げ取組んでいるのであろうか。そこでさらに、具体的に、八尾市の政策・施策展開をみていこう。

Ⅲ 八尾市の「男女共同参画」行動計画と生活・就労支援施策

—「第2次 やお女と男のはつらつプラン」（2008年策定）及び『やお総合計画2020』（2011年2月）から—

「仕事と生活の調和憲章」と同「行動指針」の改定（2010年6月）を経て、国は、新たに「第3次男女共同参画基本計画」を策定（2010年12月）している。それを受けた大阪府は、「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を策定し、府下各自治体に対し、関連施策推進の具体化を促した。

国の「第3次男女共同参画基本計画」では、「男性も女性も全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる」社会の実現に向け15の重点分野〔うち新設は4分野〕を設定した。働く女性に

関わる「生活」・「就労支援」施策としては、「第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」、「第5分野 男女の仕事と生活の調和」があり、また、「第7分野」には新設の「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」がある。同第4・5「分野」については、大阪府も「おおさか男女共同参画プラン」の「基本方向2 仕事と生活の調和の推進」〔「施策の方向」(1)、(2)〕に位置付けているが、では、八尾市においてはどうか。

同市の現時点での男女共同参画推進行動計画は、「第2次 やお女と男のはつらつプラン」(2008年策定)²⁰⁾であり、2010年4月には、「八尾市男女共同参画推進条例」が施行されている。前「改定 やお女と男のはつらつプラン」(04.3)に比べて「第2次 はつらつプラン」の特徴は、この間の国内外の取組み成果を反映し、より「男女平等・男女共同参画の観点(視点)」を強く押し出しており、「プラン」編成を簡明化し絞り込むこと〔「基本目標」9→7、「基本課題」31→10、「基本施策・施策方向」95→21〕に成功している。

同計画期間は2009年度から2015年度までの5年間であり、3つの「基本目標」と10の「基本課題」、及び21の「施策の方向」で構成されている。国の「基本計画」(2010年)第5・6「分野」には、「基本課題」10のうち5、6がそれらに照応している。同「はつらつプラン」の「基本課題6」で「(ワーク・ライフ)両立支援の視点と方向」が提示され、具体的な「目標値」(2015年度)を設定しており、そのうち一部項目²¹⁾において、女性管理職の割合をはじめ、女性委員のいない審議会等を0にする、ママパパ教室受講男性25%等ポジティブな項目をみることができる。

2011年度に策定された『やお総合計画2020』では、国の「基本計画」及び先の第2次「はつらつプラン」等をふまえ、「男女共同参画」施策推進に向けた「政策」・「施策」を確定している。同『総合計画』での生活・就労問題に関連する「政策」・「施策」は、「生活困窮者への支援」(「目標1・政策3」施策⑰)、「地域での子育て支援と子どもの虐待」(「目標2・政策4」施策⑲)、「就業支援と雇用創出」(「目標4・政策8」施策⑳)、「男女共同参画の推進」(「目標6・政策15」施策㉔)の4施策が中心となる。

施策⑰・⑱に関連する「女性相談」は、人権政策課、男女共同参画センター「すみれ」、庁舎1階「総合案内室」の担当職員等が訪問者との面談を中心に同業務に応じている。

2012年度の相談傾向²²⁾としては165件のうち68件(41.2%)が「夫婦関係(DVを含む)」に関する相談であり、「DV」関連の相談は圧倒的に「40歳代」に多い。

相談事例の殆どが「生活」相談であり、「仕事上の悩み」は10件(6%)にすぎない。「仕事上の悩み」相談は、「産業政策課」はじめ他関係セクションで対応に当たり、そもそも相談を諦めているケースの増加等も考えられる。

「来所」及び「電話相談」の件数には表れていないものの、長引く経済不況・雇用環境悪化の下で、失業、「半失業」や不安定な非正規雇用・ワーキングプア層が分厚く“滞留”している状態は想像に難くない。従来、生活困窮・就業困難層にみる“社会的排除”は、ホームレス・ひとり親家庭(特に、母子家庭)・障がい者を典型とすることが多いが、仕事に就いている(これから就こうとする)市民(住民)一般に対する供給状況〔就職難〕をみれば誰もがそうなりうるリスク状況の広がりを知る。

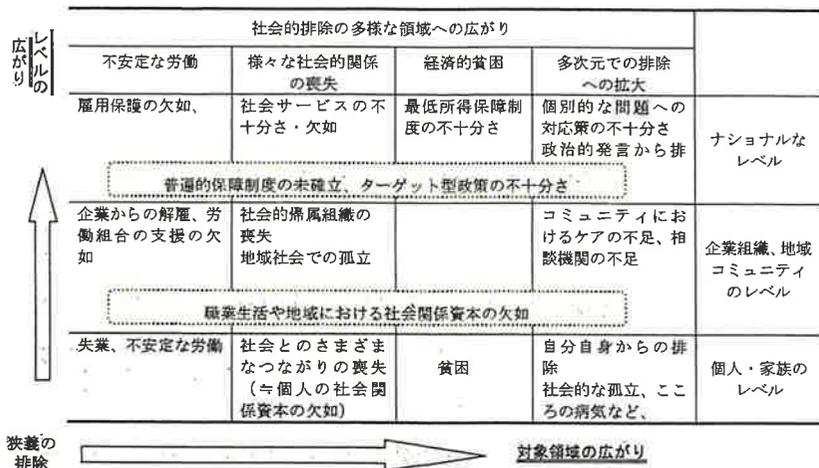
「ワーク・ライフ・バランス」や男女共同参画に関するわが国の「目標値」の達成度は総じて低い、中でも暮らしに直結する実効的な「就労支援」施策の立ち遅れは著しい。生活の場でもある地域における生活困窮者等「支援」事業推進は、貧困の連鎖と格差拡大を防ぐ喫緊の課題である。

『やお総合計画2020』策定に当たっての「市民意識調査」結果や「提出意見」、及び相談事業部署(「人権政策課」、「産業政策課」)での担当者ヒアリング等²³⁾によれば、生活・就労の阻害要因は個々人で異なるばかりか、一人で複数の(複合的)阻害要因を抱えているケースは多い。同市では、分かり易い「就労・生活相談」向けの案内〔「まずは、相談してみませんか?」(八尾市人権協会作成)等〕を作成・公表し、同事業への参加を促している。「仕事が見つからない」・「介護に悩んでいる」・「教育費に困っている」・「いじめに遭っている」等など、「相談」ニーズは多岐にわたっている。就労・生活困窮・介護・年金・医療・虐待・住宅・子育てなど社会的排除事情が多様であることをふ

まえ、広報に努めている。かくあるように、行政に求められる生活・就労困難者等「支援」は、多様できめ細かなものとなる事業である。

ワーキングプアを例にとってはいるが、「おおさかパーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業」『中間まとめ』においても、社会的排除の多様な構造に言及している。図1は、八尾市の「就労支援」問題を整序し、対応する上で示唆的である²⁴⁾ (図1参照)。

同図にみるように、社会的排除はその対象領域でいえば、「失業、不安定な労働」〔狭義の排除〕から「自分自身からの排除」²⁵⁾まで多様な広がりが見られる。また、レベルの広がりでは、個人・家族から企業・地域社会、さらにナショナルなレベルまであり、「失業」から「解雇や労組の支援欠如」、さらには「雇用保険の欠如」のレベルまでがある。相談者の阻害要因、社会的排除にみる個別（パーソナル化）で多様な表出性とともな適正な支援の施策方向は、そのレベル、領域別の支援施策として「パーソナル・サポート」から「ソーシャル・サポート」までの必要性を教えてくれている。



出所) おおさかパーソナル・サポート事業調査研究部会「おおさかパーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業『中間まとめ』一大阪府・豊中市・吹田市・箕面市共同提案事業一」(2012年3月)6頁。

図1. ワーキングプア問題と社会的排除

厚生労働省は、社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書（2013年1月）を公表し、根幹を成す「生活支援戦略」事業が「総合相談事業」にあることを明示している。今後の「生活支援戦略」展開の具体的方向について、研究者、関連機関・団体、「自立生活サポートセンター・もやい」はじめNPO等各方面から注視²⁶⁾されている。

八尾市の「就労・生活相談」事業窓口は、5「出張所」（西郡・高安・曙川・龍華・志紀）と人権協会（本庁管轄）の6ヶ所にあり事業展開されている。そこでの相談件数は、生活・労働環境の悪化と行政の取組みを反映し、2010年の2691件から2011年には4826件へと急増している。

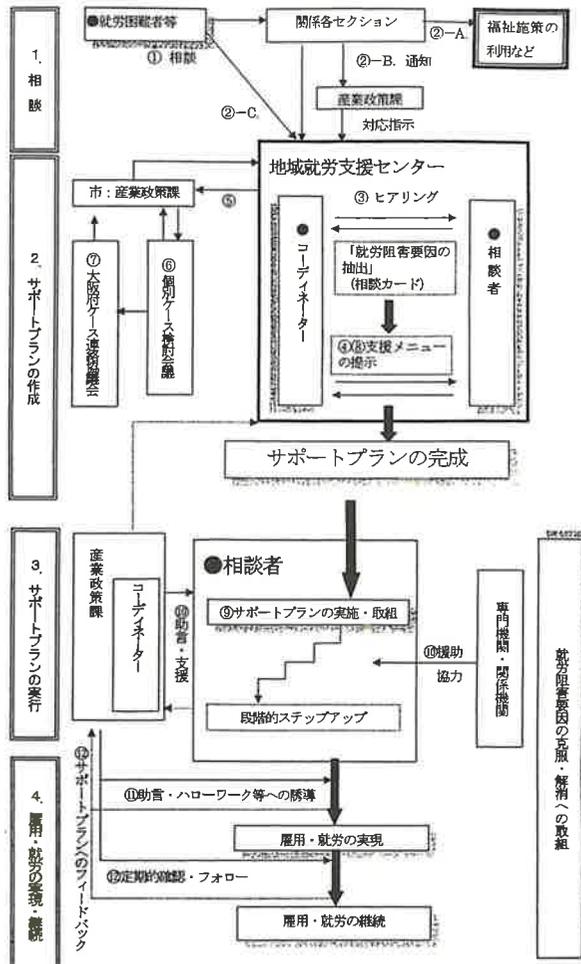
また、国と自治体における「就業支援」事業の様々な支援メニューを括る代表的「ツール」は、①「就業機会の増大等」〔トライアル雇用奨励金・雇用開発助成金等〕、②「職業能力開発策」〔能力開発講座・職業訓等〕、③「ジョブサーチ支援策」〔マザーズハローワーク・自立支援プログラム等〕の「3大ツール」²⁷⁾である。「八尾市地域就労支援基本計画〔後期〕—就労困難者等の就労の実現に向けて—」（2004年3月策定）の具体的な就労支援や雇用創出施策の遂行方向をみると、それらの「ツール」は母子世帯向けの限定されたものではなく、多くの自治体で採用可能な（既に採用している）一般的実践ツールといえる。

なお、同市の就労支援相談の運営業務は、「桂人権コミュニティセンター」・「安中人権コミュニティセンター」・「ワークサポートセンター」の3ヶ所の地域就労支援センターで遂行されており、それぞれ「コーディネーター」（1人）が中心業務を担っている。「就労相談」件数は2010年、2011年とも1943件で、うち「ワークサポートセンター」に集中しており、2011年度も1376件（70.8%）と多い。相談者内訳は、「中高年」が2011年度は682人（2010年度510人）、「ひとり親」は184人（同278人）であり、「若年者」は183人（同214人）とひとり親と若者層とで前年に比べ相談件数は減少している。

八尾市の「地域就労支援事業における相談援助」の基本的な流れは次図にみることができる（図2参照）。

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク（荒岡）

下図が示すように、地域就労支援センターの各コーディネーターは就労困難者等社会的排除リスクの高い者に対して、生活・就労に関する意識や希望・適性などを調査（聴き取り）し、支援メニューを提示し「サポートプラン」



出所) 八尾市「八尾市地域就労支援基本計画〔後期〕—就労困難者等の就労の実現に向けて—」(2009年3月)48頁。

図2. 地域就労支援事業における相談援助の基本的流れ

を作成する。同プランの実行は専門機関・関係機関の援助・協力を得ながら段階的ステップアップを図り、「ハローワーク」等への誘導で雇用・就労を実現するという流れである。

この流れにも関連するが、生活困窮者等の社会的包摂に向けての取組み・政策研究では、欧州にみる「アクティベーション」が注目されている。福原宏幸は、「アクティベーション」すなわち「稼働能力を持つ社会的困窮者に対して就労またはそれ以外の社会参加をうながし、社会的包摂を実現しようとする政策類型」について2つの下位類型で整理²⁸⁾している。就労による自立を第一義的なものとし、支援措置参加を拒めばペナルティを科す「ワークフェア」（「ワークファースト」）アプローチと受給者の意志に委ねる「狭義のアクティベーション」（人的資源開発アプローチ）とである。氏によれば、わが国の「生活保護自立支援プログラム」は前者に、大阪府が現在取り組んでいる「パーソナル・サポート事業」は後者の1つということになる。

八尾市の「就労困難者等をめぐる現況と関係団体等のヒアリング結果」²⁹⁾からも、少数の相談員で多様なサポートをしていることが分かる。しかしながら、重要な相談業務を財政上の「制約」から、最少人数で担うという態勢は、パーソナル・サポートで求められる「きめ細かさ」を欠くケースも生じよう。「サポートプラン」実行上の「助言」・「ハローワーク等への誘導」方向において、国や府の方針や「助言」に忠実に従うならば、「ワークフェア」（「ワークファースト」）政策の流れに合流する“危うさ”は常にあるといえる。特に、図2の「流れ」の「3. サポートプランの実行」から「4. 雇用・就労の実現・継続」において“危うさ”の具現化が予想される。それゆえ、関連機関や同窓口においてより相談者ニーズに則した支援事業展開となるよう、専門的「サポート」能力を備えた当該職員を大幅増員・適正配置〔「人権政策課」での男女共同参画担当は現在3名〕し、態勢強化を図ることは急務である。

90年代末以降、「失業時の生活保障を削られて貧困になり、半失業への移行が強制され、それがさらに広く労働条件を引き下げて貧困」³⁰⁾を拡大してきた経緯がある。悪化した労働市場と高失業は、女性に象徴される低賃金・不安

定な非正規雇用を一層拡大し、それが劣悪な労働条件・貧困状態を押し広げることになる。そうした状況が「圧力」となり、「低額・短時間であってもまず就労」³¹⁾〔第8回社会保障審議会・特別部会〕の支援方針の遂行で、アクティベーションにおける「ワークファースト」³²⁾指向を強めることになる。貧困ビジネスやブラック企業が蔓延る社会経済的背景である。

そもそも、「ワークフェア（workfare）」政策には、就業による自立支援が優先され、「仕事の質」や劣悪な労働環境そのものを問う視点が希薄だという弱点がある³³⁾。これまでも、「多様で柔軟な働き方」の実現を口実に、正規雇用の形態を壊し低賃金で不安定な非正規雇用を拡大した「実績」がある。したがって、就業による自立支援を第一義的なものとする「ワークフェア」政策では、求人情報提供・職業能力養成講座・職業訓練等も組み込み、求職者を「柔軟で多様な」仕事への強制的（不本意な）「参加」に導くきらいは強い。

このことに関わって問題なのは、「生活・就労支援」事業の名のもとに「ワークファースト」政策を採用し、生存権（憲法25条）すなわち最低限必要な「生活の質」保障に関わる生活保護基準を切り下げる策動が政府・財界主導で進められていることである。「日本再生の基本戦略」での方向に沿って、大阪府も「生活保護と生活困窮者対策について」（2012年6月「特別部会資料」）の中で、生活困窮者支援は「セーフティネットのさらなる機能強化により、生活保護への移行を防ぐ」・「生活保護から早期脱却を促す」・「稼働年齢層への対策は就労促進が最も重要」・「自立への自助努力を義務付け」³⁴⁾る（傍点筆者）方向を打ち出している。

複合的な問題を抱えた諸個人、特に、メンタルヘルス不調者等にはよりパーソナルで丁寧な支援が必要であり、また、行政は、企業事業者への支援要請・協力をはじめ、就業希望者に「仕事の質」の保障された、人間らしく働き続けるディーセント・ワークの提供の条件整備に努めるべきである。「職」への誘導・嵌め込み的対応の問題については他拙稿³⁵⁾で付言しているが、長時間労働・残業常態化の劣化した職場労働や上司からのパワハラ（いじめ）体験を持つ当事者に対して、就労優先の「経済的自立」を強いるとしたら、労

働忌避の固定化にも繋がりがねないことに留意すべきである。

以上の検討をふまえ、「男女共同参画」と「生活・就業支援」施策方向上の留意点を再考するならば、次の諸点が考慮されてしかるべきであろう。

まず第1は、社会的包摂施策の方向における「新しい公共」や「協働」の議論とも関わることであるが、就労・生活保障施策の実行責任が国・自治体にあることを再確認にすることである。

八尾市における「男女共同参画」推進主体（母体）組織とも関わるが、現在、「自助・互助」の仕組みを押し出す方向と連結し、社会サービスの運営主体が「新しい公共」〔民間企業、NPO、協同組合など〕に代替される動きについてである。

「新しい公共」と「協働」については、『やお総合計画2020』の中で、全国各地で「行政だけでなく市民や事業者など多様な活動主体が連携、協働して役割を担う『新しい公共』を形成する」³⁶⁾動きが広がっていることに言及し、「4. まちづくりの推進方策」として（地域やボランティア、NPO、事業者など）「あらゆる活動主体との相互理解を深め、連携、協働」し、「八尾市全体のまちづくり」〔目標別計画〕と「地域のまちづくり」〔地域別計画〕の両方の視点から「参画と協働のまちづくり」を推進することを強調している。

但し、「新しい公共」や「協働」が、社会保障の「公助」〔国家、自治体の責任〕を後退させ民間企業主導で推進することになると、事情は異なってくる。というのは、「行財政改革の推進」〔施策59〕の「基本方針」に「効率的・効果的な行政サービス」を提供するために「行政の役割を見直し、民間の経営手法や活力を積極的に活用」³⁷⁾を掲げているからである。「活用」の仕方によって生活困窮者（市民・住民）等が民間委託事業の利潤追求の対象にされる恐れが十分あり、加えて、市場化、価格競争によって社会的サービス内容（質）は低下し、当該事業の人件費削減を目指すことで不安定な非正規雇用の拡大に繋がりをうるからである。

事実、八尾市においても、市立「安中東保育所」の民営化問題〔2006年4月、さらに4園予定〕や待機児童の出ているなかでの廃園（高砂保育所）問題が

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク（荒岡）

生じ、住民の抗議運動の広がった経過がある。「仕事を続けながら子育てしたい」という市民ニーズに基づく、「住民の福祉の増進」（地方自治法）方向からの施策の「見直し」・決定とは捉え難い動きである。

さらに、第2に留意したい点は、「男女共同参画」施策の実効性を高め、市民主体の“まちづくり”を推進するためには、(a) そのために必要な財源確保をはじめ様々な主体に諸施策支援への応分な「協力と受容」を求めることである。そして、(b) 地域産業振興で持続可能な地域経済の再生を図り、行政資源（財源）の活力を生むなど〈地域力〉をアップすることである。

(a) 「男女共同参画社会」の形成と関わる、生活できる賃金確保と安定雇用、長時間労働の是正や育児休暇の保障、仕事と育児の両立の課題は、庁内横断的な取り組みにとどまるものではない。国、地方自治体、企業等といった様々な主体の積極的な協力と受容〔特に、企業・事業者の社会的責任や母性保護の権利擁護など〕が必要である。

行政による、子育て・介護支援等のサービス向上、家庭内暴力（DV）対策など手厚いグレードアップした事業展開をしようとすれば一層財政需要は高まることは必至である。市民ニード優先の財政運営を図るためには、新たな自主財源の安定的確保は避けることはできない。衰退する地域経済を回復させ、財源を生み、実効ある生活・就労支援施策を打ち出す上で、大企業の応能負担と政府・財界による地域経済再生・中小企業振興へのサポートが必要不可欠である。先ずもって、八尾市に本社・本店を置く上場企業をはじめ支社・支店をもつ大手企業³⁸⁾も応分な「協力と受容」をすべきである。

『やお総合計画2020』の掲げる「効率的で効果的な行政経営」³⁹⁾の追求が、「公助」・公共サービスの行政事務の矮小化をもたらし、「男女共同参画」の年度別目標値の設定のみに止まることがないよう市民・住民あがての自覚的な参画と協働が大切である。

都市は働く場であるとともに生活の場である。雇用全体の3人に2人を占める中小企業労働者の賃金が、大企業〔常用労働者1000人以上〕労働者の72.3%〔平均月額〕にすぎず、地元企業に活性化がみられないとなれば、八尾

市の個人消費は冷え込まざるを得ない。多種多様な技術を有する中小企業集積の職住近在を特徴とする八尾市にあっては、中小企業憲章を施策に活かし、地域力を強める格段に有効な地域産業振興策、地域経済再生が必要である。「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」〔改正2012年10月1日〕を活かした中小企業の振興は、地域内循環型の持続可能な地域経済振興施策方向⁴⁰⁾で推進すべきであろう。

そして、政府と地方自治体は、大企業に対して、地域経済再生・持続的発展と雇用の拡大（確保・創出）に向けた応分の社会保障費用負担や積極的雇用支援を求めることは当然である。大企業の下請け取引等で弱い立場にある地元中小企業に対して、中小企業助成金支援をはじめ新たな販路確保や事業再編等多様な実効的サポートをすることで地域経済を活性化させ、雇いを拡大し個人消費を増やすことができよう。

政府と財界・大企業は、良好な雇用・就労機会を創出し、正規雇を増大する責任がある。自治体の地元中小企業優先発注や公契約条例⁴¹⁾ 遵守は原則であり、官製ワーキングプアの解消と公共工事・サービスの質の確保を目指すことが重要である。市が率先して農業や中小企業への融資・サポートを強め、地域に密着した公共事業・サービスを推進し、公務労働分野での雇用創出等の行政資源の活用を進めるべきであろう。

(b) これまでの考察から、ジェンダー平等の遅れがアシストともなり、現代の貧困・生活困難者問題や長時間・過密労働等の職場労働の劣化が進み、その結果、メンタルヘルス不全や過労自殺、家族崩壊などを増加させうる事情をみた。女性のみならず市民・住民が「仕事」と「生活」との深刻な不調和や生きづらさを抱えており、「自己責任」呪縛や「諦念」に陥り易い環境下にあるといえる。特に、失業・半失業状態、契約・派遣労働の女性や若者においては、住居確保の援助、住宅・生活資金貸付制度、被用者社会保険の適用拡大、生活保護等の複合した「セーフティネット」拡充への高いニーズを持つ。

「結果」（現在状況）の全てを生活困難者等当人が引き受ける「自己責任」

論は、自尊感情を失わせ、メンタルヘルス不全となることが少なくない。それゆえに、生活困難者等が安心していられる“居場所”の確保が必要であり、それが適正に在るほどの＜地域力＞をアップさせることが求められる。緊急避難的生活支援等諸施策の実効性を高める上でも、信頼と安心できる相談窓口や身近な“居場所”、精神的拠り所が必要である。豊かに生きている確証の持てる、気のおけない仲間がいる、安心してよろず相談のできる居場所や相談所づくりは、「社会的包摂」施策の1つとあってよい。生活困難者等を支えるアイデンティティや自己肯定感をゆるやかに保持できる居場所が、「地域のまちづくり」〔『やお総合計画2020』基本計画〕で提案された「地域」単位の小学校区を基軸に多様な形態で多数形成されることが望まれる。社会的排除克服支援に向けた近隣住民と行政、企業・事業者との連携と協働は不可欠であり、また、＜地域力＞を汲みあげうる「協働」に依る多様なネットワーク形成が重要となる。＜地域力＞とは、市の地域経済・行政財政面だけではなく、「協働」のパワーと質〔様々な活動主体の「協力と受容」〕、「住民の福祉の増進」度等で構成される合成力といえる。

IV 「男女共同参画」推進上の留意点再考

—ディーセント・ワーク実現視点をふまえて—

従来の研究をふまえ、今回の生活・就労支援施策の再考で明らかになった重要な留意点は、仕事と生活の真の両立、雇用創出・拡大の量的支援はもとより、「ワークファースト」施策の現在の方向との関連から「仕事の質」確保が改めて問われており、ディーセント・ワーク実現方向での実効的施策推進が喫緊だということである。

「男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）は、どのようなことに力を入れるのがよい」かの設問〔八尾市意識調査〕に、「仕事と家庭の両立ができるように支援する」の回答が最も多く（45.6%）、「採用・昇進、賃金など、労働の場における女性差別をなくす」（39.2%）、「男女平等教育を徹底させる」

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク（荒岡）

(30.9%)、「女性の就労機会を増やし、経済的自立を支援する」(30.8%)と続いている。女性が時間的制約〔家事、育児等〕から自分の意思（望み）で「多様で柔軟な働き方」の短時間勤務「選択」機会（就労）を得た場合も含め、行政として、人間らしく働き、安心して生活できる「良質の仕事」となるための条件整備、実効的改善サポートをすべきである。そうした支援施策は、先に指摘したように、女性の貧困・生活苦、不安定な「半失業」雇用等が圧力となり、雇用・労働環境を低平準化させ、そのことが男女の貧困・生活苦の拡大・深化をもたらし負のスパイラルを生んでいるからなおさらである。

政府・自治体は、従来から推奨されてきた取組み、すなわち、サービス残業を強制するなど安全配慮義務違反を行っている企業（中小企業も含む）に対し、その違法性を質すとともに労働局に規制や勧告を要請するなどの手段で無権利状態を改善する、さらには一部規制〔罰則規定を設ける等〕できるシステムの構築に取り組む等の責任がある。

労働者が相互に信頼と共感を持てるようなディーセントな職場と人間関係を形成する上で、性別や雇用形態の別による差別的処遇を禁止し均等待遇を実現することが重要となる。

加えて強調しておきたいことは、わが国の「男女共同参画」の現状は、国連・女子差別撤廃委員会の審査結果とそれをふまえての厳しい是正勧告―「民法改正」〔選択的夫婦別姓制度導入等〕と「暫定的特別措置の実施」〔雇用と政治・公的分野での意思決定参加での平等実現〕―にも拘わらず、「達成目標」数値の提示に止まり改善への本格的取組みは見られないジェンダー平等の遅れた国である。市民・住民〔男女〕の意見や要望を市政に反映させるためには、住民の過半数（51.8%）を占める女性が意思決定過程・方針決定の場に参画すること〔ディーセント・ワーク実現の戦略目標の1つ〕は決定的に重要だということである。女性が安心して働き続けうる男女共同参画施策は、住民主体の取組みや「協働」を強力に推進してこそ前進をみるのである。

八尾市の政策（方針）決定の場への女性の登用は近年進みつつあるとはいえ、まだまだ不十分である。課長以上の女性役職者は236人中20人（8.5%）

と少数である〔2012年4月1日現在〕。八尾市審議会における女性委員の比率では、28.2%（363人）であり、15（平成27）年度目標値の35%〔20（平成32）年度は40%〕を達成するためには、さらに特段の取り組み（施策遂行）・措置が必要となる。

働きがいのある仕事に就き、健康で文化的な人間らしく充実した生活の享受を可能とするためには、もとより、ジェンダー平等の視点が不可欠である。その視点を貫き経済的自立保障の安定した良質な雇用を目指し確保する方向は、ディーセント・ワーク実現の道でもある。ジェンダー視点とディーセント・ワーク視点とは不可分に結びつくことで効力は増強する。ジェンダー平等化によってディーセント・ワーク実現へと前進するし、その前進によって男女共同参画社会は実現へと接近する関係にある。

社会的包摂の前進には、安定雇用と持続可能な良質の仕事が重要であり、幸福追求権や人間の尊厳を保障〔憲法13条〕し、生活保護等のセーフティネットや社会的サービス保障の拡充した確かな生活を再建することである。先の図1が示していたように、社会的排除は多様で複合的なケースが多く、レベルも対象領域も広がりがある。失業・非正規雇用労働者等の生活・就業支援問題の解決には、「良質の雇用」確保などとともに、教育、職業訓練、家族形成、住宅など生活基盤全体に関わる「ソーシャル・サポート」、総合的で包括的な生活保障政策が必要⁴²⁾となる。そうした施策方向において、内需を主体とした地域経済再建・発展をいかに図るかが、「中小企業のまち」には格別に重要である。

八尾市に求められるきめ細かな実効的「生活・就労支援」施策の展開方向は、ジェンダー平等とディーセント・ワーク実現の両方の視点から、市民・住民（男女とも）が人間らしく働き安心して暮らせる施策の推進であり、その実行責任が国・自治体にあることを明確にした展開方向である。それは同時に、住民福祉優先の「協働」に依る〈地域力〉に支えられる「良質の仕事」と包括的な社会保障を実現する方向である。『やお総合計画2020』〔基本構想10年間〕の掲げる「まちづくり」施策が、「公民協働」による地域力をつけることで

のような展開を見せるのか注視したい。

[付記] 本研究ノートは、これまでの拙稿の一部検討をふまえ再考したもので文責は私にある。執筆にあたり関連資料の提供を含め、丁寧かつ有益なコメント等ご協力を頂いた八尾市当該担当職員〔「産業政策課」及び「人権政策課」等〕の方々に謝意を表したい。尚、提供頂いた資料等の具体的分析と評価は、稿を改めて論じたいと思う。

- 1) 同第3次「基本計画」は、「男女雇用機会均等法（均等法）」の制定（1985年）、その後の「育児休業法」（91年）、「介護休業法」（95年）の制定及び改定などの一部“前進面”もふまえ策定された。しかし、近年は再度バックラッシュの強まる傾向がみられる—ジェンダー平等に抗う安倍内閣（2012年12月）誕生・「大阪維新の会」の動き〔大阪市の男女共同参画をめざす活動とネットワークの拠点である「クレオ大阪」（女性総合相談センター）5館を「役割終了」とする「市政改革プラン（素案）」2012年6月27日発表〕等一。
- 2) 前行動計画「改定 やお女と男のはつらつプラン」への課題（問題）提起として、①男女共同参画「条例」化、②推進を支える<マンパワー>の拡大、③活動拠点、④財源の確保の4点に言及している。荒岡作之・山根共行「『男女共同参画』の現状と課題」八尾地域研究会『八尾の地域づくり—住民・市民主体の地域再生をめざして—』シーラム社、2007年。
- 3) The Global Gender Gap Report 2012, World Economic Forum
<http://memorva.jp/ranking/world/wef-global-gendergap-report-2012.php> 参照。
- 4) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」2007年12月18日、<http://www8.cao.go.jp/wlb/charter/charter.html> 参照。
- 5) 八尾市『市報だより』2013年3月号、3-5面（特集まちの誇り—中小企業の底力—）及び2011年度「経済センサス調査」結果、参考。
- 6) 厚生労働省『平成23年版 働く女性の实情』2012年7月、参照。
- 7) 国の「規制緩和」政策推進の結果、「女性のみならず、すべての労働者を巻き込んだ現在の雇用崩壊を招いている」ことを究明した日本学術会議（社会学委員会複合領域ジェンダー分科会）主催公開シンポジウム〔テーマ「雇用崩壊とジェンダー」〕が開催（2012年10月13日）されている。
www.scj.go.jp/ja/event/pdf2/154-s-1-3.pdf
- 8) 総務省「労働力調査詳細集計」2012年7～9月及び女性の年取については同省「労働力調査詳細集計速報」（2013年2月20日）参照。
- 9) 「第2次 はつらつプラン」策定準備の基礎資料作成上の無作為抽出法調査で実施時期も2007年10月と古いものの、困窮した生活の一端を垣間見る生活意識と捉えることは

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク（荒岡）

- 可能である。八尾市『男女共同参画についての意識調査報告書』2008年3月、166頁。
- 10) しかも、母子家庭で就業している人のなかで「パート・アルバイト」は44.1%と最も多い。『八尾市次世代育成支援行動計画（後期計画）』（八尾市、2010年3月）12頁。
 - 11) 後藤道夫「深刻化する貧困と打開の方向」『経済』No.198、新日本出版社、2013年3月号、17頁。
 - 12) 保育所設置認可基準が「緩和」（2000年）され、地方自治体・社会福祉法人の限定から、基準さえ満たせば民間非営利団体（NPO）・学校法人・株式会社等も参入可能となり、近年は民間事業者の参入が増えている。
 - 13) 佐久間大輔『シリーズ 働く人を守る精神疾患・過労死』（中央経済社、2012年4月）をはじめ、岩崎健二「長時間労働と健康問題—研究の到達点と今後の課題」労働政策研究・研究機構『日本労働研究雑誌』No.575（2008年6月）等参照。
 - 14) 『第2次 やお女と男のはつらつプラン—未来をはぐくむ共同参画社会へ—』八尾市（人権文化ふれあい部人権政策課編集）、8頁。
 - 15) 総務庁「国勢調査」〔平成17（2005）年〕と古い。2010年度結果が未公表である。
 - 16) 総務庁「労働力調査（詳細集計）」、厚生労働省「派遣労働者実態調査」（2009年）・『2010年版厚生労働白書』等、参照。
 - 17) “Report the Director-General:Decent Work” (<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc87/rep-i.htm>)
「第87回ILO総会事務局長報告：ディーセント・ワーク」（1999年6月）。西谷敏『人権としてのディーセント・ワーク—働きがいのある人間らしい仕事』旬報社、2011年参照。
 - 18) <http://www.zenroren.gr.jp/jp/decent-work/decent-work.html>
 - 19) 『『日本再生の基本戦略』について』（2011年12月24日閣議決定）、同「資料1」13頁、参照。
 - 20) 「労働情報やお」Vol.53 八尾市産業政策課、2012年3月発行、参照。
 - 21) 『第2次 やお女と男のはつらつプラン—未来をはぐくむ共同参画社会へ—』八尾市（人権文化ふれあい部人権政策課編集）、2009年3月、50頁、参照。
 - 22) 「人権政策課」作成資料〔定例議会提出用〕：「資料3 平成23年度女性相談事業 実施状況」。
 - 23) 2010年度「八尾市民意識調査」結果（2010年9～10月実施）、「市民意見提出」（「基本計画」募集期間2010年10～11月）「八尾市総合計画審議会」審議会答申（2010年7月6日）及び『男女共同参画についての意識調査報告書』168-174頁（「自由回答の記述内容のまとめ」）八尾市、2008年3月、等。
 - 24) 示唆に富む研究成果「ワーキングプア問題と社会的排除」図を「おおさかパーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業「中間まとめ」—大阪府・豊中市・吹田市・箕面市共同提案事業—」（おおさかパーソナル・サポート事業調査研究部会、2012年3月）のなかで紹介している。
 - 25) 湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出—』岩波書店、2008年。
 - 26) 第5回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料〔資料4〕「大阪府の生活保護と生活困窮者対策について」2012年6月。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu-att/2r9852000002tq1b.pdf>
同報告書に注視する小論がある。大西連「動き始めた『生活支援戦略』という虚像」『お

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク（荒岡）

もやい通信』第46号（2013春）、参照。

- 27) 「シングルマザーの就業と経済的自立」独立行政法人労働政策研究・研修機構『労働政策研究報告書』No.140、参照。
- 28) 福原宏幸「社会的包摂とパーソナル・サポート事業」『おおさかパーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業「中間まとめ」一大阪府・豊中市・吹田市・箕面市共同提案事業一』（おおさかパーソナル・サポート事業調査研究部会、2012年3月）、7-8頁、及び同「ワーキングプアに対する社会的排除の諸相—雇用・生活実態調査結果から雇用・福祉レジュームを検討する」『大分大学経済論集』63巻4号、2011年参照。
- 29) 『八尾市地域就労支援基本計画（後期）—就労困難者等の就労の実現に向けて—』八尾市、2009年3月、38-45頁参照されたい。
- 30) 埋橋孝文編『ワークフェア—排除から包摂へ?』法律文化社、2007年。前掲後藤道夫論文21頁。
- 31) 生活保護受給「開始後3～6か月段階」の明確化した「就労支援方針」で「月額5万円程度の収入をイメージ」している。厚生労働省・第8回社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」2012年10月5日提出資料（抜粋）、2頁、及び www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu-att/2r9852000002151f.pdf 参照。
- 32) 木下武徳「アメリカ公的扶助におけるワークフェア政策の課題—15年の評価と不況への対応—」貧困研究会編集『貧困研究 Vol.7』明石書店、2011年11月、参照。
- 33) 「福祉から労働へ（welfare to work）」政策を含む就労支援のあり方の探究として次の論文が示唆的である。加味嘉史「雇用・失業対策の問題点と新たな就労の可能性」『ホームレスと社会』vol.3、明石書店、2010年10月（11-12頁）を参照されたい。
- 34) 被保護者に占める稼働年齢層の増加や生活保護からの早期脱却を促す仕組みの欠如（保護の長期化）等を問題視し、生活保護の一手手前の「ボーダーライン層が生活保護制度に移行しないよう、期間を限定」する、稼働年齢層の「就労へのインセンティブを高める（自立準備積立金）と共に、自立への自助努力を義務付け」、効果を評価し「支援を更新する制度を導入すべし」と提言している。；第5回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料〔資料4〕「大阪府の生活保護と生活困窮者対策について」2012年6月、6-9頁参照。
- 35) 拙稿『「ワーク・ライフ・バランス」をめぐる論点と現代の貧困問題—拙稿〔本誌第97号所収〕コメントに関連して—』『大阪経済法科大学論集』100号、94-95頁参照されたい。
- 36) 八尾市第5次総合計画『「やお総合計画2020」—基本構想・前期基本計画（目標別計画）—』八尾市〔政策推進課発行〕2011年2月、6頁及び28-31頁等。
- 37) 同上、162頁。及び「施策の体系」「(3) 公民協働による行政サービスの提供」（163頁）との関連で興味深い。
- 38) 八尾市に本社・本店を置く上場企業ホシデン（株）・松本油脂製薬（株）をはじめ旭食品、ミキハウス、メロディアン、新田ゼラチン等々の主な企業の「協力と受容」が期待される。
- 39) 八尾市第5次総合計画『「やお総合計画2020」—基本構想・前期基本計画（目標別計画）—』八尾市〔政策推進課発行〕2011年2月、29頁等。
- 40) 既に策定をみた「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」〔改正2012年10月1日〕では、「地域の健全な発展を推進する」のは「市の責務」であり、「地域資源を最大限に活用」し、「地域内循環や地産地消」で「市民が主体となって地域活動を行い、その

「男女共同参画」施策の展開とディーセント・ワーク（荒岡）

活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進める」（同「まちづくり基本条例」前文）、と公言している。「＜資料＞大阪再生の研究—大阪都市圏の空間構造分析—」一般財団法人アジア太平洋研究所・国と地方の制度設計研究会（2012年5月）参照。

- 41) 官製ワーキングプアの解消と公共工事・サービスの質の確保を目指した千葉県野田市の「公契約条例」（2009年10月1日制定）が好例である。
- 42) 宮本太郎『生活保障—排除しない社会へ』岩波書店、2009年、第4章参照。